
足 利 市
新クリーンセンター整備・運営事業
入札説明書

令和5年1月

足 利 市

足利市新クリーンセンター整備・運営事業 入札説明書

目 次

用語の定義
第1章 入札説明書の位置付け 1
第2章 事業の概要 2
第3章 入札参加に関する条件等 7
第4章 事業者の選定 16
第5章 入札の手続等 20
第6章 提出書類 26
第7章 提出書類作成要領 31
第8章 事業実施に関する事項 34
第9章 その他 36
別紙1 本事業の事業スキームの概要 37
別紙2 入札書等の提出用封筒作成要領 38
別紙3 本事業において市が事業者を支払う対価について 40
別紙4 リスク分担表 45
別紙5 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方 48
別紙6 一般廃棄物処理施設のモニタリング及び業務委託料の減額等 49

用語の定義

用 語	定 義
DBO 方式	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設・運営・維持管理を民間事業者に包括的に委託する事業方式をいう。
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。
一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約	一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務に係る市と運営事業者との間で締結される足利市新クリーンセンター一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案)	入札公告時に公表する「足利市新クリーンセンター一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案)」をいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、一般廃棄物処理施設の運転管理業務、維持管理業務、その他運営・維持管理の関連業務等をいう。
運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設のうち一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務を目的とする特別目的会社(SPC:Special Purpose Company)であり、本施設のうち一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る市と落札者の間で締結される足利市新クリーンセンター整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
基本協定書(案)	入札公告時に公表する「足利市新クリーンセンター整備・運営事業基本協定書(案)」をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める足利市新クリーンセンター整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
基本契約書(案)	入札公告時に公表する「足利市新クリーンセンター整備・運営事業基本契約書(案)」をいう。
協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務と運営・維持管理業務のうちの一部を請負または受託することを予定している者をいう。
市	足利市をいう。
市外企業	市内企業以外。足利市に本社または本店を有さない企業。
市内企業	足利市内に本社または本店を有する企業。
建設工事請負契約	設計・建設業務に係る市と建設事業者との間で締結される足利市新クリーンセンター建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
建設工事請負契約書(案)	入札公告時に公表する「足利市新クリーンセンター建設工事請負契約書(案)」をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者をいう。
公共施設等	PFI 法にて規定する次の施設(設備を含む。)をいう。①道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設、②庁舎、宿舍等の公用施設、③賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設、④情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設、⑤船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)、⑥①から⑤に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの。
構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
事業期間	特定事業契約を締結した日から、運営・維持管理業務が終了する日までをいう。
事業者	本事業を実施する者として選定された落札者及び運営事業者をいう。
処理不適物	本施設での処理及び資源化に適さないものまたは設備に不具合を発生させるものを総称していう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
セルフモニタリング	事業者自ら行うモニタリングをいう。

用語	定義
代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
特別目的会社	落札者の構成員の出資により、本事業の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務を実施する目的で出資・設立される会社(SPC)をいう。
特定事業	公共施設等の整備等(公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営またはこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものとして、PFI法にて規定する事業及びそれに準ずる事業をいう。
特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約、余熱体験施設運営・維持管理業務協定を総称してまたは個別にいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業または企業グループをいう。
入札説明書	入札公告時に公表する「足利市新クリーンセンター整備・運営事業入札説明書」をいう。
入札説明書等	市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案)、余熱体験施設運営・維持管理業務協定書(案)その他これらに付属または関連する書類を総称してまたは個別にいう。
本事業	市が実施する足利市新クリーンセンター整備・運営事業をいう。
本施設	本事業で整備する施設をいい、以下の施設を総称する。 (1)一般廃棄物処理施設 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設 ・マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード施設を含む) ・管理・環境啓発施設 (2)余熱体験施設 (3)その他 ・計量棟 ・駐車場 ・付帯施設(構内道路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備)
モニタリング	事業者が適正に本事業を実施していることを市が確認するための作業や調査をいう。
要求水準書	入札公告時に公表する「足利市新クリーンセンター整備・運営事業要求水準書」をいう。
様式集	入札公告時に公表する「足利市新クリーンセンター整備・運営事業様式集」をいう。
余熱体験施設運営・維持管理業務協定	余熱体験施設の運営・維持管理業務に係る市と余熱体験施設運営事業者との間で締結される足利市新クリーンセンター余熱体験施設運営・維持管理業務協定書に基づく協定をいう。
余熱体験施設運営・維持管理業務協定(案)	入札公告時に公表する「足利市新クリーンセンター余熱体験施設運営・維持管理業務協定書(案)」をいう。
余熱体験施設運営事業者	本施設のうち余熱体験施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
落札者決定基準	入札公告時に公表する「足利市新クリーンセンター整備・運営事業落札者決定基準」をいう。

第1章 入札説明書の位置付け

「足利市新クリーンセンター整備・運営事業 入札説明書」(以下「入札説明書」という。)は、足利市(以下「市」という。)の新クリーンセンター整備・運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者を募集し、選定するに当たり、本事業の入札(以下「本入札」という。)への参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)に配布する。

本事業に係る入札公告による一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書による。

また、以下の要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及び一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案)、余熱体験施設運営・維持管理業務協定書(案)は、入札説明書と一体のものである。

別添資料 1: 要求水準書

別添資料 2: 落札者決定基準

別添資料 3: 様式集

別添資料 4: 基本協定書(案)

別添資料 5: 基本契約書(案)

別添資料 6: 建設工事請負契約書(案)

別添資料 7: 一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案)

別添資料 8: 余熱体験施設運営・維持管理業務協定書(案)

以下、本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約、余熱体験施設運営・維持管理業務協定の4つの契約と協定をまとめて、「特定事業契約」という。

第2章 事業の概要

1 事業名称

足利市新クリーンセンター整備・運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者の名称

足利市長 早川 尚秀

4 事業の目的

市では、足利市南部クリーンセンターにおいて、市内から排出されるごみの中間処理を行っているが、既存施設の老朽化により、足利市新クリーンセンターを整備するための計画を進めている。足利市新クリーンセンターは、足利市南部クリーンセンター隣接地において、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード施設を含む）、管理・環境啓発施設、余熱体験施設等を整備する計画である。

本事業は、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等を活用することにより、事業費の縮減、多様化する時代のニーズに対応するとともに、周辺環境に調和し、地域に親しまれ、住民から信頼されるごみ処理施設の整備・運営事業を実施することを目的とする。

5 事業概要

本事業は、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード施設を含む）、管理・環境啓発施設（以下エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード施設を含む）、管理・環境啓発施設をあわせて「一般廃棄物処理施設」という。）、余熱体験施設を設計・建設し、運営するものである。

本事業で整備する施設は、一般廃棄物処理施設と余熱体験施設のほか、計量棟、駐車場、付帯施設（構内道路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備）（以下、これらを総称して「本施設」という。）である。

(1) 事業計画地

項目	概要
計画地	足利市野田町地内
敷地面積	約 6.0ha（建設地 約 45,500m ² ）

(2) 施設の概要

項目		概要
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	施設規模	152t/日 (76t/24h×2 炉)
	形式	ストーカ式焼却炉
	余熱利用計画	廃熱ボイラー設備による発電、場内利用及び園芸施設、 余熱体験施設への熱供給
マテリアルリサイクル 推進施設	施設規模	28.5t/日 (28.5t/5h)
	形式	破碎、選別、圧縮、梱包、保管等
ストックヤード	施設規模	91.6 t (保管量)
管理・環境啓発施設	施設構成	管理棟、環境啓発施設 (研修室、展示スペース等)
余熱体験施設	施設構成	入浴施設、健康温浴施設 (温水プール)、トレーニング室 等

6 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結日から令和 30 年 3 月 31 日までの期間であり、設計・建設期間及び運営・維持管理期間から構成される。

- (1) 設計・建設期間:特定事業契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで。
- (2) 運営・維持管理期間:令和 10 年 4 月 1 日から令和 30 年 3 月 31 日まで。

7 事業方式

本事業は、DBO(Design:設計、Build:建設、Operate:運営)方式により実施する。

市は本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本施設は、市が所有する。また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社 (落札者の構成員の出資により、本事業の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社。以下「運営事業者」という。)を選定事業者 (以下「事業者」という。)として、本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、余熱体験施設の設計・建設業務は、一般廃棄物処理施設とあわせて実施するが、運営・維持管理業務については、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う特別目的会社とは別の余熱体験施設の運営・維持管理を行う事業者が実施することを基本とする。

また、足利市南部クリーンセンターの解体跡地の整備については、広場や緑地等としての利用を計画しており、その設計についても事業者が行うこととし、本市が整備した後の広場等の運営・維持管理については、余熱体験施設運営事業者が行うこととする。

市は本施設を 30 年以上にわたって使用する予定であり、事業者は 30 年以上の使用を前提として本業務を行うこととする。

8 業務範囲

(1) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

① 設計・建設業務

- ア 本事業において、設計・建設業務を担当する者(以下「建設事業者」という。)は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- イ 設計・建設業務は、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。なお、本設計・建設業務は、本施設の建設工事期間中、既存施設(足利市南部クリーンセンター)の稼働に支障を及ぼさないよう配慮して実施する。
- ウ 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、設計・建設に伴う建築確認等の手続き関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。
- エ 市が行う、本事業に係る循環型社会形成推進交付金等の申請手続を含む行政手続等について、必要な協力を行う。
- ② 一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務
- ア 運営事業者は、市と締結する一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約(以下、「運営・維持管理業務委託契約」という。)に基づき、一般廃棄物(燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ)を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務として運転管理業務、維持管理業務、その他運営・維持管理の関連業務等を行う。
- イ 運営事業者は、一般廃棄物処理施設に直接搬入された一般廃棄物を計量し、規定に即した処理手数料の収受を代行するものとする。なお、処理手数料は、市へ引き渡すものとする。
- ウ 運営事業者は、一般廃棄物処理施設で発生する熱エネルギー(温水または蒸気)については、本施設(余熱体験施設等を含む)で有効利用を図るものとする。発電による電力は、本施設(余熱体験施設等を含む)で使用し、余剰電力については売電を行うものとする。売電収入については、市の収入とする。
- エ 運営事業者は、一般廃棄物処理施設において回収される缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類・布類、金属類等の資源物について、一般廃棄物処理施設内にて適切に保管・貯留し、市が指定する搬出車両への積込作業までを行う。
- オ 運営事業者は、一般廃棄物処理施設において受け入れた廃棄物を処理することにより発生した主灰、飛灰処理物、破碎不燃残さ、処理不適物等を一般廃棄物処理施設内にて保管・貯留し、市が指定する搬出車両への積込作業までを行う。
- カ 運営事業者は、一般廃棄物処理施設の見学希望者等について、市と連携し、適切な対応を行う。
- キ 運営事業者は、市の行う周辺住民からの意見や苦情への対応に対して支援を行う。
- ③ 余熱体験施設の運営・維持管理業務
- ア 余熱体験施設運営事業者は、市と締結する余熱体験施設運営・維持管理業務協定に基づき、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な運営・維持管理を行う。
- イ 余熱体験施設の必須施設の利用料金は事業者(指定管理者)の収入とし、市から支出する指定管理料とあわせて余熱体験施設の運営費に充てることとする。なお、収入が、事業者提案での収入見込み金額の2倍以上となった年度については、その超えた分の収入の5%を市に還元することとする。
- ウ 事業者提案による水泳教室開催やスタジオ等でのサービス提供料、物販、飲食物の販売による利益は事業者の収入とする。なお、収入が、事業者提案での収入見込み金額の2倍以上となった年度については、その超えた分の収入の5%を市に還元することとする。
- エ 余熱体験施設運営事業者は、本施設の見学希望者等について、市と連携し、適切な対応を行う。

(2) 市が行う業務範囲

市が行う主な業務は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

① 用地の準備

本事業を実施するための用地は、市が確保する。ただし、「本章 5(1) 事業計画地」以外に用地が必要となった場合は、事業者が自らの負担で確保すること。

② 生活環境影響調査の実施

生活環境影響調査の手続きは、市が実施する。

なお、事業者は、「生活環境影響調査」の内容を遵守すること。

③ 一般廃棄物の搬入

分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、一般廃棄物の搬入は、市が行う。

④ 資源物の資源化

一般廃棄物処理施設から回収された缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類・布類、金属類等の資源物の資源化は、市が行う。資源物の売却収入は、市の収入とし、再資源化費用が生じる場合は、市の負担とする。

⑤ 主灰、飛灰処理物、破碎不燃残さ、処理不適物の最終処分

一般廃棄物処理施設から回収された主灰、飛灰処理物、破碎不燃残さ、処理不適物の最終処分は、市が行う。最終処分により生じる費用は、市の負担とする。

⑥ 本事業のモニタリング

市は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において実施状況の監視を行う。

⑦ 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

⑧ 施設見学者への対応

市は、行政視察、他団体視察等の対応を運営事業者及び余熱体験施設運営事業者と連携して行う。

⑨ その他

市は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金等の申請手続きを含む行政手続き等を行う。

9 事業者の収入(市からの支払分)

本事業における事業者の収入は、次の対価から構成される。

(1) 本事業の設計・建設業務に係る対価

市は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設業者に支払う。

(2) 一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務に係る対価

市は、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務に係る対価について、固定費用、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

(3) 余熱体験施設の運営・維持管理業務に係る対価（指定管理料）

市は、余熱体験施設の運営・維持管理業務に係る対価について、固定費用、変動費用（開館日数等に応じて変動）の構成で、指定管理料として余熱体験施設運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

10 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

年月日等	内容
令和5年1月20日(金)	入札公告
令和5年1月20日(金)	入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案)、余熱体験施設運営・維持管理業務協定書(案))の公表
令和5年1月23日(月) ～2月6日(月)	入札説明書等に関する質問の受付(第1回)
令和5年1月30日(月) ～1月31日(火)	現地見学会
令和5年2月28日(火)	入札説明書等に関する質問の回答(第1回)
令和5年2月28日(火) ～3月7日(火)	参加資格審査申請書類の受付
令和5年3月10日(金)	参加資格審査結果の通知
令和5年3月31日(金)	参加資格審査結果に関する説明要求の提出期限
令和5年4月6日(木) ～4月7日(金)	対面的対話の実施
令和5年4月10日(月) ～4月14日(金)	入札説明書等に関する質問の受付(第2回)
令和5年4月27日(木)	入札説明書等に関する質問の回答(第2回)
令和5年6月19日(月)	入札提出書類の提出期限
令和5年9月下旬(予定)	提案書に関するヒアリング及び審査
令和5年9月下旬(予定)	開札、落札候補者の選定
令和5年10月上旬(予定)	審査結果の通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
令和5年10月下旬(予定)	基本協定締結
令和5年12月上旬(予定)	特定事業仮契約締結
令和5年12月下旬(予定)	特定事業契約締結(本契約としての成立)

11 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

第3章 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次の各号に掲げるとおりとする。

入札参加者は、運営事業者に出資する企業(以下「構成員」という。)と運営事業者に出資しない企業(以下「協力企業」という。)で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業(以下「構成企業」という。)は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

- (1) 設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。ただし、本市と建設工事請負契約を締結する者が特定建設工事共同企業体の場合、その特定建設工事共同企業体の代表者は構成員とならなければならない。特定建設工事共同企業体の代表者以外の企業は構成員または協力企業とすることができる。
- (2) 入札参加者には、本市内に本社または本店を有する企業（以下「市内企業」という。）を3者以上含めること。その内3者は建築一式工事において特定建設業の許可を受け、かつ、本市の最新の入札参加資格者名簿における建築一式工事の格付がAランクである市内企業とすること。
- (3) 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- (4) 入札参加者は、「本章2(1)② 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定め、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者(出資割合50%超)になるものとする。
- (5) 入札参加者は、設計・建設業務を請け負うに当たり、代表企業を含む複数の企業からなる特定建設工事共同企業体を組成することができる。この場合、特定建設工事共同企業体の代表者は「本章2(1)② 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす者でなくてはならない。
- (6) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- (7) 入札参加者の構成企業は、余熱体験施設の設計及び余熱体験施設運営事業者以外は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、このことについて、参加表明書提出以降、市がやむを得ない事情があると認めた場合の構成企業の変更及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様とする。
- (8) 余熱体験施設の設計及び余熱体験施設運営事業者については、複数のグループへの参加も可能とするが、この場合、余熱体験施設の設計及び余熱体験施設運営事業者は、参加グループ間の公平性に配慮しなければならない。
- (9) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規

定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

- (10) 余熱体験施設の設計及び余熱体験施設運営事業者以外は、同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。
- (11) 本事業を行うに当たっては、入札参加者（構成員または協力企業）であるかないかに関わらず、市内企業を活用するよう努めること。特に、本施設の建築物の設計・施工を行う者のうち、機械設備工事及び土木建築工事については、可能な限り市内企業を活用するようにすること。

2 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者の構成企業は、本事業の設計・建設及び運営・維持管理の各業務を行う者として、以下の(1)及び(2)の各項の要件を満たす企業で構成すること。

なお、各項の要件に示す実績は入札公告の時点とし、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(1) 設計・建設業務

① 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員または協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- エ 構成員または協力企業は、本市の最新の入札参加資格者名簿に登録があること。また、本市内に本社または本店を有さない企業(市外企業)は、参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- オ ダイオキシンの排出規制が強化された後、平成14年度以降に竣工し、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の受注実績を有すること。

② 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ウ プラント建設企業にあつては、参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事業の総合評定値が1,000点以上であること。
- エ 以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設のプラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として複数件有すること。ただし、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)は異なる施設の実績でも可とする。
 - (ア) 平成14年12月1日以降に稼働した、ストーカ式の発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(130t/日以上、複数炉構成)。
 - (イ) PFI方式またはDBO方式にて発注された(ア)の要件を満たす焼却施設の受注実績。
 - (ウ) 平成14年12月1日以降に稼働した、不燃ごみと粗大ごみの破碎処理施設。
 - (エ) 平成14年12月1日以降に稼働した、資源ごみのリサイクル施設。

(2) 本施設の運営・維持管理業務

① 一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う者の要件

運営事業者は、本事業の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社とすること。一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う者は構成員とすること。

本事業の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う者は、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務実績を1年以上有すること。ただし、(ア)、(イ)及び(ウ)は異なる施設の実績でも可とする。

(ア) PFI方式またはDBO方式にて発注されたストーカ式の発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(130t/日以上、複数炉構成)。

(イ) 不燃ごみ及び粗大ごみを処理対象物とする破砕処理施設。

(ウ) 資源ごみのリサイクル施設。

イ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

(ア) ストーカ式の発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(130t/日以上、複数炉構成)。

② 余熱体験施設の運営・維持管理を行う者の要件

本事業の余熱体験施設の運営・維持管理を行う者は、次の要件を満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を満たすこと。

ア 入浴施設、健康温浴施設(25mプールを含むプール施設)及びトレーニング室を備える本事業の余熱体験施設の類似施設の運営・維持管理業務実績を1年以上有すること。

3 構成企業の制限

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 「本章 2(1)設計・建設業務」を行う者で、市の最新の入札参加資格者名簿(建設工事、建設工事関連業務)に登録されていない者。また、本施設の建築物の建設を行う者について、本市内に本社または本店を有さない企業(市外企業)は、参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の総合評定値が 1,000 点未満の者。
- (3) 足利市競争入札参加者指名停止要領に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- (7) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者。(再生手続開始の決定がなされた場合を除く。)
- (8) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者。
- (9) 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (10) 国税及び地方税を滞納している者。
- (11) 役員等(その法人の役員またはその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下本項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。その後の改正を含む。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下本項において「暴力団員」という。)であると認められる者。
- (12) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員であると認められる者。
- (13) 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (14) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

- (15) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (16) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (17) 市が本事業に係る発注支援業務を委託している者及びかかる者と当該発注支援業務において提携関係にある者、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。本事業に関し、市が本事業に係る発注支援業務を委託している者及び提携関係にある者は以下のとおりである。
- ・ 株式会社エイト日本技術開発
 - ・ 豊原総合法律事務所
 - ・ 一般財団法人日本環境衛生センター
- (18) 本事業の評価を行う「足利市新クリーンセンター整備・運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の委員及び当該委員が所属する者またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

4 参加資格審査

- (1) 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書類受付最終日(令和5年3月7日(火))とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3か月以内とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から入札提出書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、参加資格を欠いた構成企業が代表企業ではなく、市が認める場合は、参加資格を欠いた構成企業に代わって参加資格を有する構成企業を補填(新たに追加補填することを含む。)し、市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。
なお、この場合の補填する構成企業の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札提出書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、市と協議の上、市がやむを得ない事情であると判断したときは、この限りではない。
- (4) 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、市は、落札者と特定事業契約を締結しない。この場合において、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- (5) 入札参加者の構成企業は、「市の入札参加資格者名簿」、「一級建築士事務所の登録」、「建設業法による建築一式工事の特定建設業の許可」、「建設業法による清掃施設工事の特定建設業の許可」等の必要な資格、許可等の維持、更新を行い、特定事業契約の締結まで、参加資格を欠かないようにすること。

5 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 運営事業者は、会社法に規定される株式会社とし、市内に本店を置くこと。
なお、運営事業者の本店所在地については、運営・維持管理期間に限り、無償で本施設内に設置することを認めるものとする。
- (2) 運営事業者は、本事業の運営・維持管理業務を実施することのみを目的として設立すること。
- (3) 運営事業者への出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。
また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- (4) 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

6 特定建設工事共同企業体の設立に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として、特定建設工事共同企業体を結成し工事にあたる場合は、以下によるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 特定建設工事共同企業体の形態（共同施工方式・分担施工方式）は、任意とする。
- (3) 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、本事業において中心的な役割を担うエネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。
- (4) 本市と契約を締結した特定建設工事共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、特定建設工事共同企業体の各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

7 予定価格

本事業の予定価格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 予定価格

60,356,274,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

54,869,340,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

① 予定価格を構成する設計・建設業務に係る対価の内訳額

31,908,052,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

29,007,320,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

② 予定価格を構成する運営・維持管理業務に係る対価の内訳額

28,448,222,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

25,862,020,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

(2) 留意事項

- ① 予定価格は、現在価値換算前の実額ベースの金額である。
- ② 予定価格には、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

- ③ 入札価格(消費税及び地方消費税を含まない。)が予定価格(消費税及び地方消費税を含まない。)を超える場合、市は、入札参加者を失格とする。
- ④ 入札価格が予定価格以内であることを前提に、入札価格を構成する一般廃棄物処理施設の設計・建設業務に係る対価は、以下に示す内訳額を超過した際は失格とする。

予定価格を構成する一般廃棄物処理施設の設計・建設業務に係る対価の内訳額

27,904,349,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)

25,367,590,000 円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

- ⑤ 入札価格を構成する一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務に係る対価は、以下に示す内訳額を超過した際は失格とする。

予定価格を構成する一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務に係る対価の内訳額

23,687,026,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)

21,533,660,000 円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

- ⑥ 入札価格を構成する余熱体験施設事業に係る対価は、以下に示す内訳額を超過した際は失格とする。

予定価格を構成する余熱体験施設事業に係る対価の内訳額(余熱体験施設の設計・建設業務に係る対価と運営・維持管理業務に係る対価の合計)

8,764,899,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)

7,968,090,000 円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

第4章 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階までの各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設及び運営・維持管理の提案内容、市の要求水準との適合性、事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する方式(総合評価一般競争入札)を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で規定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、前述の方式をもって落札者を決定する。

落札者決定に当たっての基準等は、落札者決定基準による。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、学識経験者等で構成される委員会において審査を行い、落札候補者を選定する。

なお、本事業の落札者決定までの間に、本入札に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、または他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 落札者の決定

委員会による落札候補者選定結果を踏まえて、市が落札者を決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

なお、客観的な評価の結果については、落札者との基本協定締結後に公表する。

2 契約手続等

(1) 基本協定の締結等

落札者と市は、契約の締結に関して、双方合意のもと、速やかに基本協定を締結するとともに、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及び一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案)、余熱体験施設運営・維持管理業務協定書(案)に基づき契約手続きを行う。

(2) 運営事業者の設立

落札者は、基本協定締結後速やかに、「第3章 5 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

(3) 契約の締結

市は、事業者と基本契約、建設事業者と建設工事請負契約及び運営事業者と一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約を締結する。

基本契約、建設工事請負契約及び一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約は、市議会において、建設工事請負契約の議決が得られるまでは仮契約とし、議決を得た日をもって本契約とする。

(4) 指定管理者の指定

本市は、余熱体験施設を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の規定による公の施設とし、余熱体験施設の運営・維持管理業務を受託する者を地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として業務委託期間にわたり指定する予定である。また、本市は公の施設である余熱体験施設の設置及びその管理について条例で定めるとともに、指定管理者に関する事項として指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を条例で定める予定である。

本市は、落札者の内、「余熱体験施設の運営・維持管理を行う者」として参加した者を、余熱体験施設の指定管理者の候補者として取り扱い、余熱体験施設に関する条例の制定にあわせ、指定管理者の指定に関する議会の議決を経て、余熱体験施設運営・維持管理業務協定を締結する。

(5) 契約を締結しない場合

① 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、市は、落札者と特定事業契約の仮契約を締結せず、又は本契約として成立させない。

② 不公正入札

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が次のいずれかに該当する場合、市は、落札者に書面で通知することにより、特定事業契約について、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、市の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担する。

なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

ア 公正取引委員会が、落札者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(同法第77条に規定する抗告訴訟が提起

されたときを除く。)

イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)

ウ 落札者が、公正取引委員会が落札者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて却下または請求棄却の判決が確定したとき。

エ 落札者(落札者が法人の場合にあっては、その役員またはその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 または第 198 条による刑が確定したとき。

③ 反社会的勢力の排除

落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業のいずれかが次の各号所定のいずれかに該当する場合の措置については、上記②と同様とする。

ア 役員等(その法人の役員またはその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下本項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。その後の改正を含む。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 再委託契約、下請契約または資材、原材料の購入契約その他本事業に関連する契約の締結に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 落札者の構成企業が、アからカまでのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約または資材、原材料の購入契約その他本事業に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、市が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

④ 留意事項

上記①から③により特定事業契約に関し、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させない場合、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、市は、委員会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達したとき、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(6) 費用の負担

契約書の作成に係る印紙代等、特定事業契約の契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(7) 契約保証金

① 設計・建設業務における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の10分の1以上の額を契約保証金として本契約日までに納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、建設工事請負契約書(案)を参照のこと。

② 一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務における保証

運営事業者は、運営・維持管理期間中における各事業年度の運営・維持管理業務委託料の10分の1以上の額を運営・維持管理期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案)を参照のこと。

第5章 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、令和5年1月20日(金)に入札公告し、同日から入札説明書等を市ホームページにおいて公表する。ただし、参考資料(要求水準書添付資料)はホームページに掲載しない。

参考資料(要求水準書添付資料)は、別途、入札参加希望者へ配付する。

当該資料等は郵送等にて配布するので、市事務局にメールで送付先を連絡すること。

(2) 現地見学会

事業予定地等に関する現地見学会を、令和5年1月30日(月)から同年1月31日(火)まで開催する。

現地見学会への参加を希望する者は、「現地見学会への参加申込書」(様式第2号-1)に必要事項を記入の上、「現地見学会に係る誓約書」(様式第2号-2)と併せて、令和5年1月25日(水)午後5時までに電子メールにより市事務局に提出すること。電子メール送付後は、電話で市事務局に着信の確認を行うこと。

参加申込は代表企業が行うこと。現地見学会は、代表企業1社につき1回のみとするが、参加人数の制限は設けない。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。市は、電子メールにより、見学会の日時を各提出者へ返信する。

申込みの状況によっては、市は、日程の調整を行うことがある。

なお、見学会当日、本事業に関する質問は受け付けない。

(3) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

① 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」(様式第1号)に必要事項を記入の上、電子メールにより市事務局に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。

なお、文書形式は、Microsoft Excel(windows版)とすること。

② 受付期間

ア 第1回:令和5年1月23日(月)から同年2月6日(月)午後5時まで

イ 第2回:令和5年4月10日(月)から同年4月14日(金)午後5時まで

なお、第2回の質問については、「第5章 1 (6) 参加資格審査結果の通知」の参加資格審査により参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

質問送付後は、電話で市事務局に着信の確認を行うこと。

(4) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する第1回質問への回答は令和5年2月28日(火)に、第2回質問への回答は同年4月27日(木)に市ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての質疑に回答するものではない。

(5) 参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができ

ない。

① 提出書類

「第 6 章 提出書類」に示すとおりとする。

② 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては、市事務局に電話にて事前連絡を行うこと。

③ 受付場所

市事務局

④ 受付期間

令和 5 年 2 月 28 日(火)から同年 3 月 7 日(火)までの午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時を除く)とする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和 5 年 3 月 10 日(金)付(予定)で郵送により通知する。

なお、この段階では、参加資格を有すると認められた者(以下「入札参加者」という。)の企業名及び企業数等については公表しない(審査講評公表時に公表する。)

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市に対して、令和 5 年 3 月 31 日(金)(消印有効)までに参加資格がないと認めた理由を問う書面(様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。)を郵送にて提出することにより、説明を求められることができる。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、速やかに郵送により書面にて回答する。

(8) 対面的対話の実施

入札参加者は、令和 5 年 4 月 6 日(木)から同年 4 月 7 日(金)までの間に、以下のとおり、希望により市と個別に対面的対話を行うことができる。

なお、対面的対話の参加を希望する者は、令和 5 年 3 月 20 日(月)午後 5 時までに「対面的対話への参加申込書」(様式第 11 号-1)に必要事項を記入の上、電子メールにより市事務局に提出すること。

対面的対話の時間は 90 分程度とし、日時、場所や提出資料等の詳細を実施要領としてとりまとめ別途入札参加者の代表企業に通知する。

① 対面的対話の実施方法

ア 対面的対話の参加希望者は、「対面的対話における確認事項」(様式第 11 号-2)を記入の上、「対面的対話への参加申込書」の提出時に併せて、電子メールにより市事務局に提出すること。

イ 事前提出を受けた様式第 11 号-2 に基づき、市と入札参加者の対話を行う。対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。

ウ 事業者選定の公平性を確保する観点から、対話の内容は、対話終了後、1 週間程度を目途として、市ホームページにおいて公表する。

なお、入札参加者固有のノウハウに基づく部分については、入札参加者に対して個別に送付する。

(9) 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、入札提出書類提出期限までに、「入札辞退届」(様式第 10 号)を提出すること。

提出方法は持参又は郵送とする。なお、持参での提出に際しては、市事務局に電話にて事前連絡をすること。

(10) 入札提出書類の提出

入札参加者の代表企業は、市事務局へ、「第 6 章 提出書類」に示す入札提出書類を次のとおり提出すること。

① 受付期間

令和 5 年 6 月 19 日(月)までの午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時を除く)とする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

② 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては、市事務局に電話にて事前連絡をすること。

(11) 提案書に関するヒアリング

委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に市より通知する。

① 開催日時(予定)

令和 5 年 9 月下旬(予定)

② 実施方法

ヒアリングは、入札参加者毎に行い、順番は、提案書の受付順とする。時間は、1 入札参加者につき 90 分程度(入札参加者によるプレゼンテーション 30 分、質疑応答 60 分)を想定する。

(12) 開札

入札書の開札は、市において次のとおり行う。

なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に市より通知する。

① 日時

令和 5 年 9 月下旬(予定)

② 開札は、入札参加者またはその代理人を立ち合わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で 1 名とする。

また、代理人が開札に立ち会う場合、「委任状(開札の立会い)」(様式第 21 号)を当日持参することとする。

③ 入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。

④ 開札場には、入札参加者、その代理人または③の立会職員及び入札事務に関係のある市職員等(以下「入札関係職員」という。)以外の者は、入場することができない。

⑤ 入札参加者またはその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑥ 入札参加者またはその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状をもって、身分証明書に替えることとする。

⑦ 入札参加者またはその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合

を除き、開札場を退場することができない。

⑧ 開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。

ア 公正な執行を妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために連合した者

⑨ 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(13) 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

担 当 課 : 足利市 総合政策部 公共施設整備課

: 〒326-8601 足利市本城3丁目2145

T E L : 0284 (20) 2267

F A X : 0284 (21) 1384

電 子 メール : shisetsu@city.ashikaga.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/shin-cc.html>

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。
また、入札参加者は、入札説明書等に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提出書類の差替え等の禁止

入札参加者は、提出期限後における入札書及び入札提出書類の撤回、差替え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

市は、競争性を確保し得ないと認めるときは、入札の執行を延期、中止、または取り消すことができる。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

- ① 入札参加資格のない者が行った入札。
- ② 入札保証金を納めるべき者が当該入札保証金を納めなかった場合又は納めるべき率に相当する額に満たない金額を納めた場合に、その者が行った入札。
- ③ 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤の入札と認められた入札。
- ④ 入札書の事業名、事業場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書。
- ⑤ 入札書の事業名、事業場所、称号または名称のいずれかが記載されていない入札書。
- ⑥ 同一の入札について2人以上の代理をした者が行った入札。
- ⑦ 同一の入札について他の入札者の代理をした者が行った入札。
- ⑧ 同一の入札について同一の入札者が2通以上行った入札。
- ⑨ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札。
- ⑩ 入札書に記載した金額を訂正した入札又は入札書に記名をしないで行った入札。
- ⑪ 委任状を提出しない代理人が行った入札。
- ⑫ 他の入札者の代理人又は数人が共同して行った入札。
- ⑬ 本入札に際し不正の行為があったと認められるもの。
- ⑭ その他、足利市契約規則又は特に指定した事項に違反して行った入札。

(5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 入札提出書類の取扱い

① 著作権

入札提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

③ 入札提出書類の使用等

提出された入札提出書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない(使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。)。公表、展示その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は、これを無償で使用するものとする。

なお、提出された入札提出書類は返却しない。

(7) 市の提供する資料の取扱い

入札参加者(入札提出書類提出期限までに辞退した者を含む。)は、市が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札保証金

入札保証金は免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(9) その他

- ① 入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い、入札提出書類の審査を行う。
- ② 入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合は、参加資格審査結果の通知前においては市ホームページにて公表するため、適宜、ホームページの確認をすること。
- ③ また、参加資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。
- ④ 市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第6章 提出書類

1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第3号)
- (2) 構成員及び協力企業一覧表 (様式第4号)
- (3) 予定する建設事業者の構成(必要により) (様式第5号)
- (4) 特定建設工事共同企業体協定書(必要により) (様式第6号)
- (5) 委任状(代表企業) (様式第7号)
- (6) 委任状(代理人) (様式第8号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第9号)

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第10号)

3 入札提出書類

入札時は、受付グループ名によるものとして次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類			部数
入札提出書類提出届及び要求水準に関する誓約書			各1部
入札書			1部
提案書	提案図書	事業方針に関する提案書	各13部 (正本1部、 副本12部)
		設計・建設及び運営・維持管理業務に関する提案書	
		事業計画に関する提案書	
	施設計画図書		
	添付資料		
提案図書概要版			
提案図書概要書			13部
提案書の電子データ (正本及び副本それぞれのデータを含むものとする。)			CD-R で3部

- (1) 入札提出書類提出届等
 - ① 入札提出書類提出届 (様式第12号)
 - ② 要求水準に関する誓約書 (様式第13号)
- (2) 入札書 (様式第14号)
- (3) 事業方針に関する提案書 (様式第15号)

(4) 一般廃棄物処理施設の設計・建設及び運営・維持管理業務に関する提案書（様式第 16 号）

(5) 余熱体験施設の設計・建設及び運営・維持管理業務に関する提案書（様式第 17 号）

(6) 地元貢献に関する提案書（様式第 18 号）

(7) 施設計画図書

① 施設概要(施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。)

② 設計基本数値

ア エネルギー回収型廃棄物処理施設関連

(ア) 施設計画基本数値

a 物質収支

ごみ・灰・空気・排ガス系統、蒸気・復水・給水系統、給排水系統

(a) 原則として、1 炉運転・2 炉運転別、ごみ質別(高質、基準、低質)、外気温により物質収支が異なる場合は季節別(夏季・年平均・冬季)の値を示すこと。なお、ごみ種別及び外気温による有意差がない場合はそれぞれ基準ごみとして算出すること。

(b) ごみ・灰・空気・排ガス系統は 1 炉分とし、各炉共通部分は、1 炉分か 2 炉分かを明確にすること。

(c) 排ガス系統は、各部の量(湿、乾ベース)、薬剤、温度、酸素濃度(乾ベース)、水分率を示すこと。

(d) 灰系統は、主灰、飛灰(乾灰及び薬剤処理)、鉄類、不適物の量を示すこと。

(e) 蒸気・復水系統は、発電量、発電効率、エネルギー回収率を含み、各部における量・圧力・温度・エンタルピを明示すること。

(f) 給排水系統の量は、全日平均(t/h)とすること。

b 熱収支

蒸気系統・エネルギー収支、熱清算図

(a) 1 炉運転・2 炉運転別、ごみ質別(高質、基準、低質)、季節別(夏季、年平均、冬季)の値を示すこと。

c 用役収支

電力、燃料、給排水、薬剤、油脂類

(a) 原則として、1 炉運転・2 炉運転別、ごみ質別(高質、基準、低質)、外気温により用役収支が異なる場合は季節別(夏季・年平均・冬季)の値を示すこと。

また、マテリアルリサイクル推進施設は昼間 5 時間稼働とし、稼働有無別として示すこと。なお、ごみ種別及び外気温による有意差がない場合はそれぞれ基準ごみとして算出すること。

(b) 電力は、発電電力、消費電力(プラント、建築設備、照明設備等)、売電電力とし、電力量(kW)、日電力量(kWh/日)及び年間電力量(kWh/年)を示すこと。

なお、年間電力量の算定については、ごみ質を基準ごみとし、2 炉運転、1 炉運転、全炉停止日数の設定及び季節別外気温の設定については提案とするが、年間を通じて安定したごみ処理を行うことを前提とすること。また、契約電力量及びその設定根拠を明らかにすること。

(c) 燃料は、焼却炉立上げ・下げ用燃料及びその他プラントで使用する燃料とし、年間使用量を示すこと。焼却炉立上げ・下げ用燃料については年間使用回数及び 1 回当たりの量(立上げ・下げ別)を示すこと。

- (d) 給排水は、日給水量(プラント、生活系別)及び日排水量(生活排水)並びに年間の量を示すこと。なお、年間の量の算定条件は電力と同様とする。
 - (e) 薬剤は、プラントで使用する薬剤の種類及び日使用量並びに年間使用量を明らかにすること。なお、年間の量の算定条件は電力と同様とする。
 - (f) 油脂類は、プラントで使用する油脂類の種類及び年間使用量を明らかにすること。なお、年間の量の算定条件は電力と同様とする。
- (イ) 主要施設(機器)設計計算書
- a 受入ピット容量その他主要ピット容量
 - b クレーン(ごみ、灰)のバケット容量及び稼働率(自動、手動運転)
 - c 投入ホッパ容量
 - d 処理能力曲線及び算出根拠
 - e 燃焼室熱負荷(燃焼室寸法(図示)、容量等)
 - f 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度
 - g 廃熱ボイラーの能力
 - h 蒸気復水器の能力
 - i 減温塔の能力、容量(必要に応じて)
 - j 発電設備容量
 - k 排ガス処理設備の薬品使用量及び貯留量
 - l 送風機関係の能力
 - m 主要ポンプの能力
 - n その他主要機器の容量及び能力計算
 - o 負荷リスト(非常用電源負荷を明らかにすること。)
- イ マテリアルリサイクル推進施設関連
- (ア) 施設計画基本数値
- a 物質収支
 - b 用役収支
 - 電力、燃料、給排水、薬剤、油脂類
 - (a) 電力は、設備動力(プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、料金等の各項目を明らかにすること。
 - (b) 燃料は、プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
 - (c) 給排水は、日給水量(プラント、生活系別)及び日排水量(生活排水)並びに年間の量を示すこと。
 - (d) 薬剤は、プラントで使用する薬剤の種類及び日使用量並びに年間使用量を明らかにすること。
 - (e) 油脂類は、プラントで使用する油脂類の種類及び年間使用量を明らかにすること。
- (イ) 主要施設(機器)設計計算書(各処理系列について)
- a ヤード・保管設備の面積及び容量(平均積み上げ高さを明示)
 - b ホッパ容量
 - c コンベヤ能力
 - d 選別機能力
 - e 送風機関係の能力
 - f 粗破碎機、高速回転破碎機の能力(採用する場合)
 - g 搬出設備の貯留容量
 - h その他主要機器の容量及び能力計算
 - i 負荷リスト(非常用電源負荷を明らかにすること。)

j 処理不適物(破砕困難物)リスト

k 防爆及び爆発時の対策

l ヤード火災時の対策

- ③ 図面【エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設について作成すること。縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。管理棟を別棟とする場合は管理棟図面も提出すること。】

ア 全体配置図(車両、歩行者動線を含む)【A3 横】

イ 建物立面図【A3 横】

ウ 各階機器配置図(主要機器の名称を記載すること。)【A3 横】

エ 機器配置断面図(縦断, 横断図)【A3 横】

オ 点検動線計画図(主要機器の名称記載)【A3 横】

カ 主要機器組立図【A3 横】

キ フローシート(マテリアルリサイクル推進施設は下記のうち(ア)～(ウ)、(カ)～(サ)を提出すること。なお、エネルギー回収型廃棄物処理施設と兼用できるものは兼用可とする。兼用する場合はその旨を提案書に明記すること。)【A3 横】

(ア) 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物

(イ) 給水(井水、再利用、水冷却水及び雨水)

(ウ) 排水(ごみピット排水、プラント排水、生活排水等)

(エ) ボイラー給水、蒸気、復水及び純水

(オ) 余熱利用

(カ) 燃料

(キ) 油圧及び圧縮空気

(ク) 脱臭及び消臭

(ケ) 計装設備(他のフローシートとの兼用も可)

(コ) 建築設備(空調、換気、給排水、給湯、放送設備、火報等)

(サ) 情報処理システム

ク 電気設備主回路単線系統図【A3 横】

ケ 建築一般図(各階平面図及び断面図)【A3 横】

コ 建築仕上表(外部、内部)

サ 造成計画平面図、造成縦断図(2面程度)、造成横断図(2面程度)

シ その他提案する構造物等に関する図面【A3 横】

ス 建築面積表(各階床面積及び各室床面積を明記すること。)

セ 鳥瞰図【A3 横、2地点からの眺望】

- ④ 工事関係

ア 全体工事工程【A3 横】

- ⑤ 要求水準に対する設計仕様書(様式第13号-1)

- ⑥ 余熱体験施設計画図書

ア 用役収支

(ア) 熱収支: エネルギー回収型廃棄物処理施設からの熱(温水または蒸気)の日使用量及び熱収支を明らかにすること。

(イ) 電力: 設備動力(建築設備、照明設備等)、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。

(ウ) 給排水: 日使用量・日排水量を明らかにすること。

(エ) 燃料: 日使用量を明らかにすること。

- (オ) 薬品：使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
- (カ) 油脂類：使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

イ 図面【A3 版】

- (ア) 全体配置図及び動線計画図
- (イ) 各階配置図
- (ウ) 電気設備主回路単線系統図
- (エ) 建築図（立面図）
- (オ) 建築仕上表（外部、内部）
- (カ) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）
- (キ) 鳥瞰図【A3 横、2 地点からの眺望】

ウ 全体工事工程【A3 横】 ※④アの全体工事工程と合わせても可とする。

(8) 添付資料(様式第 19 号)

その他要求水準書に示す性能・機能を確認できる資料(運営を含む。)及び提案等の内容が確認できる資料(運営・維持管理業務を含む。)がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

(9) 提案図書概要版(様式第 20 号)

(10) 提案図書概要書

様式集（Word 版）記載の作成要領に基づき作成すること。

第7章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、参加表明書(様式第3号)を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして1部提出すること。

3 入札書

入札書を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 入札書(様式第14号)は、封筒(別紙2参照。)に入れ、封印して提出すること。
なお、様式第14号別紙1、別紙2及び別紙3については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封印して提出すること(別紙2参照)。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)とし、「別紙3 本事業において市が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。
また、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 提案図書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「事業方針に関する提案書」、「設計・建設及び運営・維持管理業務に関する提案書」、「事業計画に関する提案書」をA4版(A3版書類についてはA4版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして、各13部提出すること。
文字サイズは11ポイント以上(図表はこの限りではない)とし、1ページに概ね1,600字程度とすること。提案図書には、各ページの下中央に通し番号(1/●～●/●)をふり、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。
- (2) 施設計画図書は、「第6章3(7)施設計画図書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4版(A3版書類についてはA4版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして、各13部提出すること。
施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号(1/●～●/●)をふり、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。ただし、「要求水準に対する設計仕様書(様式第13号-1)」は分冊とすることも可とする。

また、施設計画図面については次のとおりとする。

- ① 図面は、JIS の建築製図通則に従って作成すること。
- ② 右下に図面名称及び市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を記入する。

- (3) 添付資料は、様式集の順番(各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。)で 1 冊にまとめ、A4 版(A3 版書類については A4 版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして、各 13 部提出すること。

添付資料には各ページの下中央に通し番号(1/●～●/●)をふり、様式第 19 号(添付資料の表紙)には、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。

- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵、写真等を使用してよい。
また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず、企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること(正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。)
- (6) 関心表明書を提案図書または添付資料として提出する場合は、関心表明先企業の企業名がわかる記述を避けること。ただし、正本 1 部については、関心表明先企業の企業名を明らかにすること。
- (7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (8) 市に提出する提案書の電子データは、基本的には Microsoft Word(windows 版とし、バージョンは 2010 以後とする。)及び Microsoft Excel(windows 版とし、バージョンは 2010 以後とする。)を使用すること。
なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

5 留意事項

入札提出書類の作成に当たっては、次の条件を踏まえること。

- (1) リスク管理の方針
 - ① 基本的考え方
本事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、事業者と別途協議の上、市が応分の責任を分担する。
 - ② リスク分担
予想されるリスク及び市と事業者との責任分担は、「別紙 4 リスク分担表」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約で定める。
- (2) 保険
 - ① 市は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済(公益社団法人全国市有物件災害共済会)に加入する予定である。
なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、市が加入する保険にて保険金が填補された場合は、市が事業者に対して行う損害賠償請求の金額からその分を控

除するものとする。

- ② 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者の付保する保険金により填補された部分は控除されるものとする。
- ③ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 資金調達

入札参加者が、事業実施に際して必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該の資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(4) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容(業務範囲及び仕様)以外の提案については、あらかじめ入札説明書等に関する質問(第1回または第2回)及び対面的対話において、市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。

市の了解を得ずに提案を行った場合は、落札者決定基準に示す基礎審査において、失格とする場合がある。

なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答するものとする。

(5) 電力に係る契約の締結者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、買電に係る契約は運営事業者が、売電に係る契約は市が、それぞれ電力会社と締結する。

入札時における買電に係る電力料金(基本料金、買電等)の算定においては、東京電力株式会社との契約とし、令和5年度の条件が運営・維持管理期間にわたり継続するものとして算出すること。

なお、制度変更等に伴う電力料金等の取扱については、「別紙5 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方」のとおりとする。

第8章 事業実施に関する事項

(1) 業務の委託

事業者は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、または請け負わせることについて、市の承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 雇用等への配慮

- ① 雇用については、地元雇用に配慮すること。
- ② 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。
- ③ 下請人等を選定する際は、市内に本社または本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。
- ④ 資機材等の調達、納品等においても、積極的に市内に本社または本店を有する企業を活用するよう努めること。

(3) 事業計画または特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画または特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、市と事業者は誠意をもって協議する。

また、特定事業契約に関する紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。ただし、建設請負契約に関する紛争は、栃木県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

(4) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、特定事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解除することができる。

ウ ア及びイにより市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

② 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。

イ アにより事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

④ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

(5) 市による本事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び特定事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業のモニタリングを行う(別紙6参照)。

第9章 その他

1 必要事項等の追加

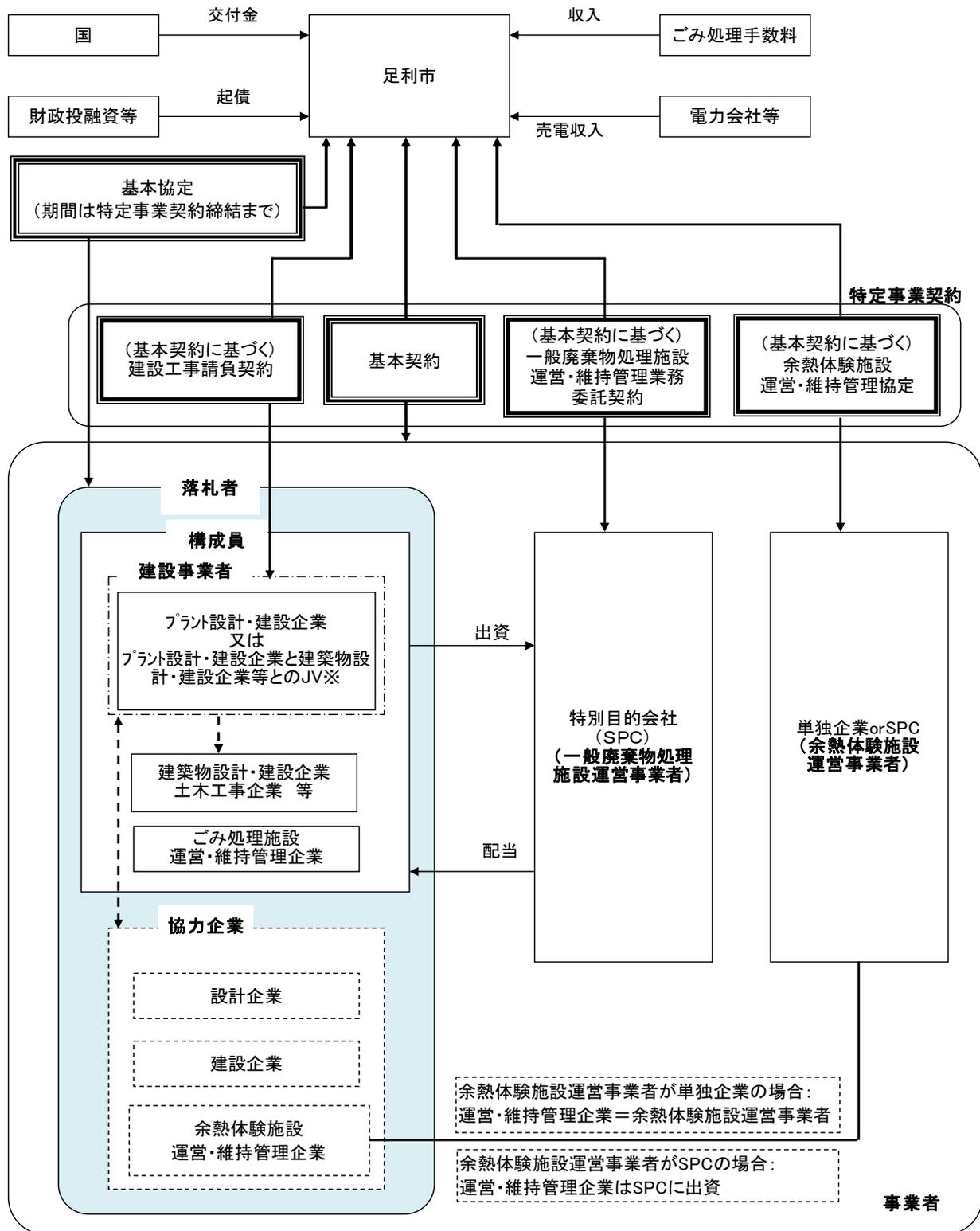
入札説明書等に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては市ホームページにおいて公表するため、適宜、市ホームページにおいて確認すること。

また、参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報提供

情報提供は、適宜、市ホームページ等を通じて行う。

別紙1 本事業の事業スキームの概要



※ 建設事業者が JV の場合、JV の代表者は構成員となること。代表者以外の企業は協力企業でも可とする。

別紙2 入札書等の提出用封筒作成要領

1 入札書の提出用封筒について

封筒：表

足利市長 早川 尚秀 宛

入 札 書 在 中

事業名 足利市新クリーンセンター整備・運営事業

封筒：裏

〇〇〇〇グループ
代表企業
□□県□□市□□町□□番□□号
□□□□株式会社

その他

- ・縦書きも可とする。
- ・表面の「入札書在中」は、朱書きとすること。
- ・封筒の大きさは、長形3号(120mm × 235mm)とすること。
- ・貼り合わせ箇所に、印鑑で3カ所封印すること。
- ・封筒中には、様式第14号を入れることとし、様式第14号別紙1、別紙2及び別紙3については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封印して提出すること。

2 様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の提出用封筒について

封筒：表

事業名	足利市新クリーンセンター整備・運営事業
-----	---------------------

封筒：裏

〇〇〇〇グループ
代表企業
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社

その他

- ・縦書きも可とする。
- ・表面の「様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 在中」は、朱書きとすること。
- ・封筒の大きさは、長形 3 号(120mm × 235mm)とすること。
- ・貼り合わせ箇所に、印鑑で 3 カ所封印すること。
- ・封筒中には、様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 を入れること。

別紙3 本事業において市が事業者を支払う対価について

1 対価の構成

本事業において市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計業務 ②建設業務 ③その他上記項目の関連業務を含む
一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務等に係る対価	①一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
余熱体験施設運営・維持管理業務等に係る対価	①余熱体験施設の運営・維持管理業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計業務費用 ②建設業務費用 ③その他費用	■設計・建設業務に係る対価 ＝左欄支払の対象となる費用の合計 ■市の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。

(2) 運営・維持管理業務に係る対価

① エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営・維持管理に係る業務委託料

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
運営・維持管理業務委託料A	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値）× 提案単価（円/t）
運営・維持管理業務委託料B	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用除く） ・電力等の基本料金（余熱体験施設等の分も含む） ・余熱体験施設の光熱水費※3 ・その他費用（SPC経費等） ②補修費用	■各支払期の支払金額 ＝[左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額]÷支払回数（12回/年×20年） ■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。

※1 各支払期の業務委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「各支払期の処理量（実績値）」の単位は(t)とし、小数点以下第2位(10kg単位)までを有効桁数とする。

※3 運営事業者は余熱体験施設への光熱水の供給を行い、余熱体験施設の光熱水費は運営・維持管理業務委託料Bに含むものとする。ただし、運営事業者が余熱体験施設運営事業者から光熱水費を徴収する場合には、これを運営・維持管理業務委託料Bに計上しないこと。

② マテリアルリサイクル推進施設の運営・維持管理に係る業務委託料

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
運営・維持管理業務委託料C	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値）× 提案単価（円/t）
運営・維持管理業務委託料D	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用除く） ・電力等の基本料金 ・その他費用（SPC経費等）	■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（12回/年×20年）
	②補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。

※1 各支払期の業務委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「各支払期の処理量（実績値）」の単位は(t)とし、小数点以下第2位(10kg単位)までを有効桁数とする。

③ 余熱体験施設の運営・維持管理に係る指定管理料

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
指定管理料E	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ※2 ・その他費用（合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の営業日数（実績値）× 提案単価（円/日） ※3
指定管理料F	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用除く） ・その他費用（合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（12回/年×20年） - [利用料金等収入Gの当該年度収入合計金額 ÷ 12]
	②補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。
利用料金等収入G	①必須施設利用料金収入 ・入浴施設利用料金収入 ・健康温浴施設（温水プール）利用料金収入 ・トレーニング室利用料金収入 ②事業者提案事業収入 ・①以外の事業者提案による水泳教室開催やスタジオ等でのサービス提供料、物販、飲食物の販売による利益	■利用料金等収入Gは、事業者提案の各年度の計画収入を12等分し、当該年度の指定管理料F（①固定費用）の各月の支払金額より差し引く。 なお、利用料金等収入G > 指定管理料F（①固定費用）の場合には、指定管理料F（①固定費用）を超える分の金額は指定管理料Eより差し引く。

※1 各支払期の業務委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 一般廃棄物処理施設の運営事業者への支払いが生じる場合のみ計上すること。

※3 変動費は営業日数の他に利用者数に応じて設定することも可とする。

3 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。

- ① 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合
各会計年度の支払限度額及び完成、出来形部分の予定額は、契約書作成時に通知する。
なお、令和5年度の支払限度額は0円とする。

(2) 運営・維持管理業務に係る対価

① 支払回数

業務委託料A及びC及び指定管理料E（変動費用）：240回（20年×年12回）

業務委託料B及びD及び指定管理料F（固定費用）：240回（20年×年12回）

業務委託料B及びD及び指定管理料F（補修費用）：40回（20年×年2回）

市は、本施設の引渡し後、一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約書及び余熱体験施設運営・維持管理業務協定書の規定に従い、毎月の月報を受領した日から10日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い、直前の1か月に相当する業務委託料に係る請求書を速やかに市に提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該業務委託料を支払う。ただし、市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、事業者は、改善確認の通知を市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を市に提出し、市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。

- ② 業務委託料A及びCの1回当たりの支払額は、〔各支払期の処理量(実績値)×提案単価(円/t)〕によるものとする。
- ③ 業務委託料B及びDのうち、固定費用の1回当たりの支払額は、20年間の合計額を240等分した額とする。
- ④ 業務委託料B及びDと指定管理料Fのうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、半期毎に支払う（支払時期は、9月度、3月度の業務委託料の支払時とする。）。なお、市と事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該業務委託料B(補修費用)及び業務委託料D(補修費用)と指定管理料F(補修費用)の事業期間中の総額は変更しない。
- ⑤ 指定管理料Eの1回当たりの支払額は、〔各支払期の営業日数(実績値)×提案単価(円/日)〕又は〔各支払期の利用者数(実績値)×提案単価(円/人)〕によるものとする。営業日数と利用者数のどちらとするかは提案によるものとする。
- ⑥ 指定管理料Fのうち、固定費用の1回当たりの支払額は、20年間の合計額を240等分した額から、当該年度の利用料金等収入Gを12等分した額を差し引いた額とする。なお、利用料金等収入Gが指定管理料F（①固定費用）より大きい場合には、指定管理料F（①固定費用）を超える分の金額は指定管理料Eより差し引く。
- ⑦ 当該年度の利用料金収入が、提案時見込んだ利用料金等収入Gの2倍以上となった場合、事業者はその超えた分の5%を年度清算により市に還元する。

4 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

① 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。ただし、市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書第 26 条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、市は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

② 運営・維持管理業務に係る対価

運営・維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案については、合理性及び妥当性があると市が認める場合、協議を行い、見直しすることができる。

ア 業務委託料

区分	改定の対象となる費用	指標
運営・維持管理業務委託料 A 及び C	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」日本銀行調査統計局
	・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	・光熱水費（電力等の基本料金除く） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
運営・維持管理業務委託料 B 及び D	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模30人以上）/現金給与総額指数/全国平均」厚生労働省
	・維持管理費（補修費用除く） ・その他費用（SPC経費等）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
	・電力等の基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。
	・補修費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局
指定管理料 E	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」日本銀行調査統計局
	・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模30人以上）/現金給与総額指数/全国平均」厚生労働省
	・光熱水費（電力等の基本料金除く） ・維持管理費（補修費用除く） ・その他費用（合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
指定管理料 F	・補修費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局

(2) 改定の条件

運営・維持管理業務に係る対価の支払額については、改定のための確認を年 1 回行うものとする

る。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%(下記(3)①に示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合で、小数点以下第4位未満に端数が生じたときは、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。)を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は、変動の有無にかかわらず、市へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指標(直近12か月の平均値)に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運営・維持管理業務の対価を確定する。改定された運営・維持管理業務の対価は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。

初回の改定は、令和9年8月末時点で公表されている最新の指標(直近12か月の平均値)に基づき、令和9年9月末までに見直しを行い、令和10年度の運営・維持管理業務の対価を確定する(比較対象は、令和5年12月末時点で公表されている最新の指標(直近12か月の平均値)とする。)。改定された運営・維持管理業務の対価は、令和10年度の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は特定事業契約に定めた額となる。

(3) 改定の計算方法

① 算定式

運営・維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y:改定後の当該費用(税抜)

X:前回改定後の当該費用

(税抜、第1回目の改定が行われるまでは特定事業契約に示された当該費用)

$$\alpha : \text{改定割合} \quad \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1)当該指数については、「(1)物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2)改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3)当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

② 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営・維持管理期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の事業者への支払に係る消費税及び地方消費税については、市が改定内容にあわせて負担する。

③ その他例外的な見直しについて

固定費、変動費を構成する費目のうち、「①算定式」による見直し方法が適当でないと市が認めた費目については、市と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

別紙4 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○	
	資金調達	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
		交付金の見込み違いによるもの	○	
		事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、または交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、または交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するリスク	○	
	契約締結	市の事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合 ^{注1}	○	
		事業者の事由により、市と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合 ^{注1}		○
	政策変更	市に関わる政策の変更（事業に直接的影響を及ぼすもの）	○	
	法令等変更 （税制変更を含む）	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	施設の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
		事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟		○
	周辺環境の保全	事業者の業務に起因する環境の破壊		○
	債務不履行	市による債務不履行	○	
		事業者による債務不履行		○
	事業破綻	事業者の財務に関するもの		○
	土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○	
	物価変動	開業前の物価変動 ^{注2}		○
		開業後の物価変動 ^{注2}	○	△
技術革新による陳腐化	提案システムが供用開始までに技術的に陳腐化した場合	△	○	
	提案システムが供用中に技術的に陳腐化した場合	○	△	
不可抗力	天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの ^{注3}	○	△	

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本市	事業者
計画設計	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更	本市の指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	応募	提案書作成の費用負担		○
用地確保	当該事業用地の確保に関するもの	○		
建設	完工	本市に起因する工事遅延によるもの	○	
		事業者に起因する工事遅延によるもの		○
	建設費超過	本市の指示による工事費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の工事費の増大		○
	施工管理（工事による一般的損害）	施工管理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
要求水準の未達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		○	
施設損傷	工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○	
一般廃棄物処理施設運営	支払い遅延・不能	本市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	計画した廃棄物量が確保できない ^{注4注6}	○	△
	ごみ質変動	計画した廃棄物質が確保できない ^{注5注7}	○	△
	搬入管理	ごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運営費上昇	本市の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大（物価変動によるものは除く。）		○
	施設損傷	本市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く。）	○	
		事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		○
余熱体験施設への熱供給	事業者の事由による余熱体験施設への熱供給の変動		○	
発電収入の変動	電力会社の売電単価変更による発電収入の変動	○		
	事業者の事由による売電収入の変動		○	

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本市	事業者
余熱 体験 施設 運営	支払い遅延・ 不能	本市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	利用料金収入 の減少	事業者の事由による利用者数の変動による収入の減少		○
		上記以外（不可抗力や社会情勢によるものなど）	○	
	サービス提供 料金等の収入 の変動	必須施設の利用料金を除く、教室開催などのサービス提供料金や物販などの収入の変動		○
	運営費上昇	本市の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大（物価変動によるものは除く。）		○
施設損傷	本市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く。）	○		
	事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○	
要求水準の未 達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		○	
終了時	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

○：主分担 △：副分担

注 1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注 2) 物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は市が負担する。

注 3) 不可抗力における 1 事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

注 4) 受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による業務委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

注 5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の 2 料金制を採用することにより対応する。

注 6) 計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

注 7) 計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

※ 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、各契約書(案)等において示す。

別紙5 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方

制度変更等により電気料金に変更(基本的に基本料金及び従量料金を対象とする。)が発生した場合の対応の考え方は以下のとおりとし、具体的な負担方法は、市及び運営事業者の協議により決定する。

なお、提案時の不備等、事業者の責に帰すべき事由による変更は、含めないものとする。

また、下記の事象が同時に発生した場合には、表の上から順に整理を行うものとする。

表 電気料金の変更要因毎の基本的な対応の考え方(買電に係る契約)

No.	電気料金の変更要因	基本的な対応の考え方(買電に係る契約)
1	制度の変更	変更によって生じる費用の増減は市の負担とする。
2	契約先の変更	変更によって生じる費用の減少分は、運営事業者の利益とする。ただし、変更によって生じる費用の増加については運営事業者の負担とする。
3	物価変動に伴う変更	別紙3に基づいて対応する。
4	上記1から3以外の変更	市及び運営事業者の協議により決定する。

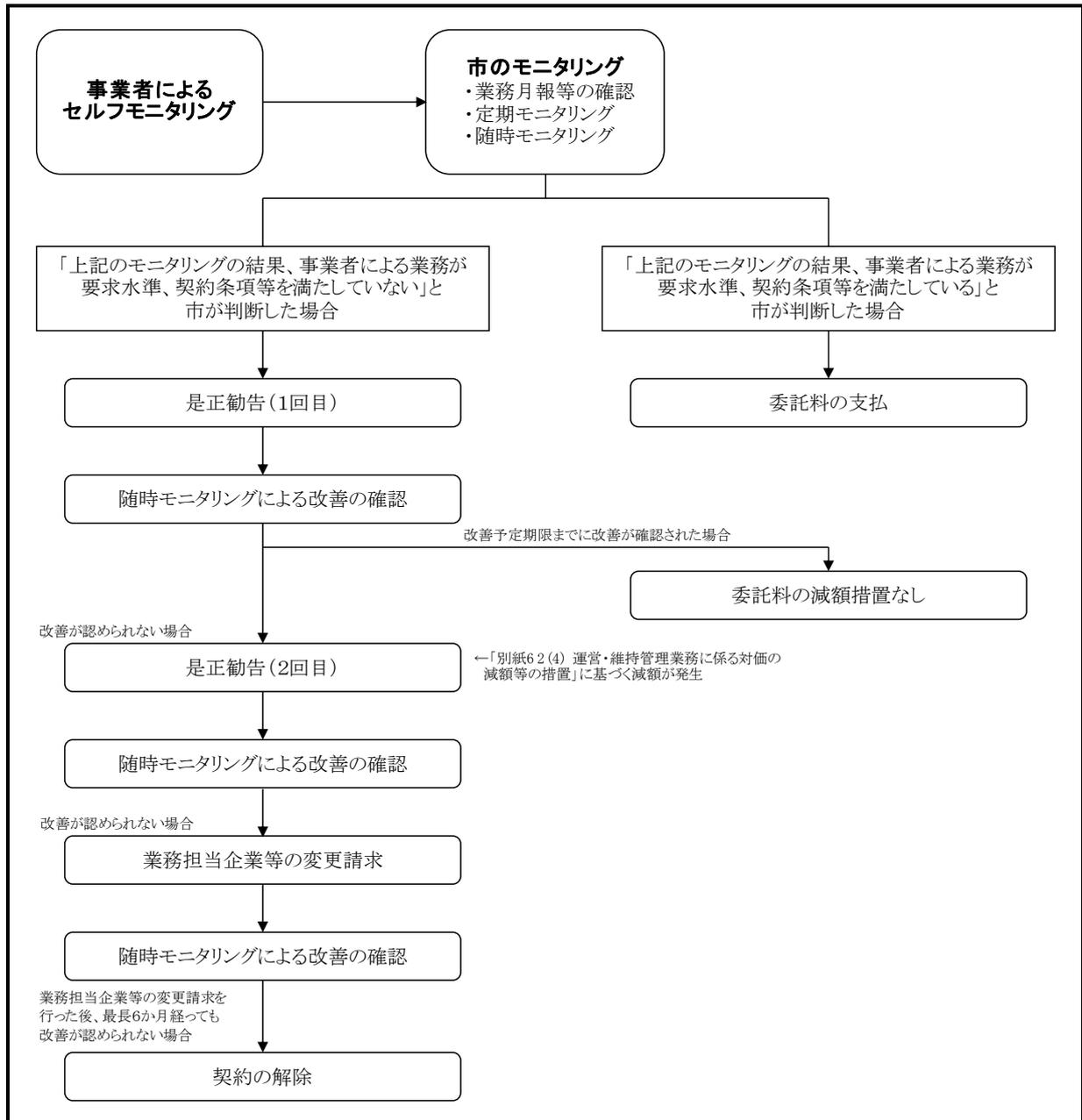
※ 売電に係る契約については、変更によって生じる負担は基本的に市が負うものとする。ただし、市が負うことが適当でない場合には、市及び運営事業者の協議により決定する。

別紙6 一般廃棄物処理施設のモニタリング及び業務委託料の減額等

1 運営・維持管理期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における一般廃棄物処理施設の運営・維持管理期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。

なお、余熱体験施設のモニタリング及び指定管理料の減額等については、余熱体験施設運営・維持管理業務基本協定書に別に定める。



2 モニタリングの方法

モニタリングは、運営・維持管理業務に係る対価の減額を目的とするものではなく、市と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成及び実施

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約締結後、要求水準書及び提案書に基づき、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、市の承諾を得ること。

セルフモニタリング実施計画書に基づき、自己の費用及び責任においてセルフモニタリングを実施し、運営・維持管理業務の履行状況について確認等を行い、運営・維持管理業務委託契約書に定める各種報告書等をそれぞれの期日までに作成し市に提出すること。

- | | |
|------------|------------|
| ① モニタリング時期 | ④ モニタリング手続 |
| ② モニタリング内容 | ⑤ モニタリング様式 |
| ③ モニタリング組織 | |

(2) 市によるモニタリングの方法

本事業における運営・維持管理業務等のモニタリングについては、以下のとおりとする。

① 業務月報等の確認

市は、運営事業者が入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から市へ提出される業務月報等で確認する。

② 定期モニタリングと随時モニタリング

市は、月1回、現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う(定期モニタリング)。その他、市は、随時必要に応じて本施設の現場調査を行い確認する(随時モニタリング)。

(3) 業務の改善についての措置

① 是正勧告(第1回目)

市は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて以下の初期対応を行う。

ア 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生している場合または、初発でも重大であると認めた場合、運営事業者に適切な是正措置をとることを通告(是正勧告)する。運営事業者は、市から是正勧告を受けた場合、速やかに市と協議を行うとともに、改善策、改善予定期限(2週間を基本とし、発生した事象により市と事業者の協議により決定する。)、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

イ やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は、市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について市と協議する。運営事業者から報告された事由に合理性があると市が判断した場合、市は、対象内容の見直し等を検討した上で、再度の勧告の対象としない。

② 改善の確認

市は、運営事業者からの改善完了の報告書受理または改善予定期限において、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

③ 是正勧告(第2回目)

前記②におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと市が判断した場合、市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

④ 業務担当企業等の変更請求

前記③の手続を経ても第2回目の業務改善計画書に定められた内容が、定められた期間内に改善が認められないと市が判断した場合、市は、当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

⑤ 契約の解除等

市は前記④の業務担当企業等の変更請求を行った後、最長6か月を経て改善効果が認められないと判断した場合、市が運営・維持管理業務委託契約の継続を希望しないときには、これを解除することができる。

(4) 運営・維持管理業務に係る対価の減額等の措置

運営・維持管理業務の実施状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

① 減額の対象

減額の対象は、「業務委託料B(①固定費用)」、「業務委託料D(①固定費用)」とする。

なお、補修業務については、「業務委託料B(②補修費用)」、「業務委託料D(②補修費用)」を対象として、運営事業者が特段の理由なく補修計画どおり(別紙3 見直しを含む)に実施しなかった場合、実施内容に応じて当該年度の補修費用を減額するものとする。その際、減額の対象となる業務委託料は、「業務委託料B(②補修費用)」、「業務委託料D(②補修費用)」とする。

② 減額の決定過程

モニタリングの結果、市が是正勧告(第2回目)を行った場合、その日を起算日として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、1日(1日未満は1日とする。)につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。また、1事象に対しては、1つの是正勧告を、複数の事象に対しては複数の是正勧告を行うこととし、各事象につき、それぞれ累積ペナルティポイントをカウントする。

③ 減額の決定

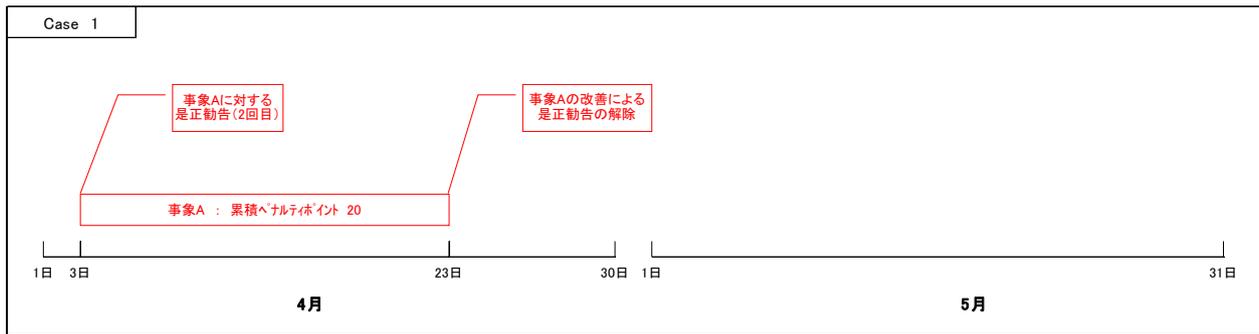
市は、各月末時点の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該月の委託料の固定費用部分のうち、ペナルティポイントがカウントされた日数分の固定費用につき、それぞれの基準に応じた減額措置を実施する。

累積ペナルティポイント	減額措置の内容
1~5	減額なし
6~10	30%の減額
11~15	40%の減額
16以上	50%の減額

④ 委託料の減額の積算例

上記の内容をもとに、以下に2つのケースの委託料の減額例2つを以下に示す。

◇ Case1 ◇



■ 4月分の委託料(固定費用)

事象 A については、市が是正勧告(第 2 回目)を行った日から、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに 20 日を要したことから、4 月末日における事象 A の累積ペナルティポイントは 20 となる。

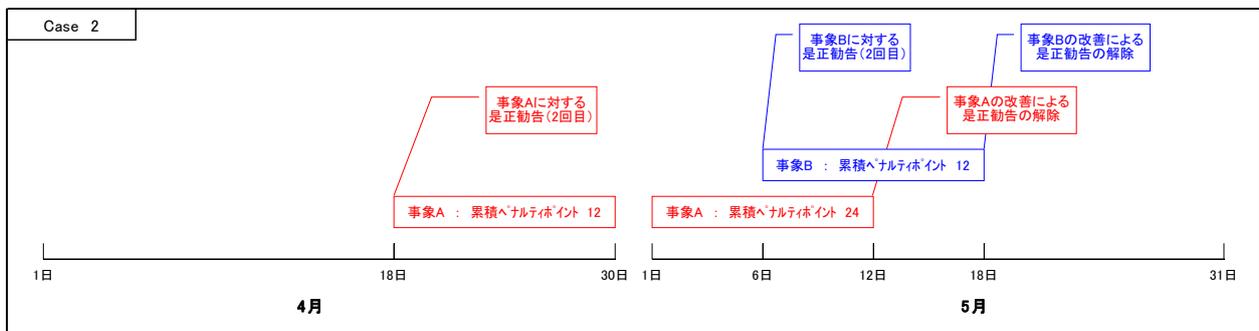
この場合、4 月の累積ペナルティポイントは、事象 A によるもののみであるため 20(「(4)③ 減額の決定」より減額率 50%)となる。これにより、4 月分の委託料は以下ようになる。

$$\text{減額後の 4 月分の固定費} = \text{減額前の 4 月分の固定費} \times \left((1 - 0.5) \times \frac{20}{30} + 1 \times \frac{10}{30} \right)$$

■ 5月分の委託料(固定費用)

通常通りの委託料(固定費用)の支払となる。

◇ Case2 ◇



■ 4月分の委託料(固定費用)

事象 A については、市が是正勧告(第 2 回目)を行った日から、4 月末日までに 12 日間経過していることから、4 月の事象 A に関する累積ペナルティポイントは 12 となる。

この場合、4 月の累積ペナルティポイントは、事象 A によるもののみであるため 12(「(4)③ 減額の決定」より減額率 40%)となる。これにより、4 月分の委託料(固定費用)は以下ようになる。

$$\text{減額後の 4 月分の固定費用} = \text{減額前の 4 月分の固定費} \times \left((1 - 0.4) \times \frac{12}{30} + 1 \times \frac{18}{30} \right)$$

■ 5月分の委託料(固定費用)

事象 A については、4 月からの累積ペナルティポイントが 12 あり、5 月についても当該事象

が改善され、是正勧告が解除されるまでに 12 日を要したことから、5 月末日における事象 A の累積ペナルティポイントは 24 となる。

また、5 月には、新たに事象 B について市から是正勧告(第 2 回目)が発せられ、当該事象が改善され、是正勧告が解除されるまでに 12 日を要した。これにより、5 月末日における事象 B の累積ペナルティポイントは 12 となる。

この場合、5 月の累積ペナルティポイントは、事象 A 及び事象 B によるものを合計した 36(「(4) ③ 減額の決定」より減額率 50%)となる。また、減額対象期間は、18 日間であることから、5 月分の委託料(固定費用)は以下ようになる。

$$\text{減額後の 5 月分の固定費} = \text{減額前の 5 月分の固定費} \times \left((1 - 0.5) \times \frac{18}{31} + 1 \times \frac{13}{31} \right)$$

3 運営・維持管理業務に係る対価の返還

運営・維持管理業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営・維持管理業務に係る対価が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運営・維持管理業務に係る対価に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべき運営・維持管理業務に係る対価を市が運営事業者に支払った日から、市に返還する日までの日数につき、遅延利息割合(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。))で計算した額の違約金を付するものとする。